

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、
徴収の事務を次のとおり委託した。

令和五年九月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 委託した事務の内容

岡山県岡南飛行場条例（昭和三十七年岡山県条例第五十三号）第十六条第一項に
規定する着陸料及び停留料（以下「岡南飛行場使用料」という。）に係る徴収の事
務

二 委託した収入の種類

岡南飛行場使用料

三 委託を受けた者の名称及び所在地

一般社団法人岡山県総合協力事業団

岡山市北区いずみ町二番 1 - 1 1 号 岡山県総合グラウンド陸上競技場 2 階

四 委託を受けた事務を行う場所

岡山県岡南飛行場管理事務所

五 委託の期間

令和五年十月一日から令和七年三月三十一日まで